



今月のテーマ **新型コロナウイルス関連の特別制度**

テレビもネットもニュースの中心は新型コロナウイルスです。いよいよ日本国内でも移動・外出自粛要請が出されたり、国外では罹患者・死亡者数が増加する一方です。こうした現況は事業者にとって切実な影響を及ぼしており、これに対する救済措置が設けられています。今回は新型コロナウイルス関連の特別制度についてご紹介いたします。

1. 融資制度一覧

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、日本政策金融公庫が下表の特別融資制度を実施しています。いずれの特別融資制度も新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来してはいるものの、中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれることが制度の利用条件となっています。一時的な業況悪化の基準として売上高の減少により判断され、制度ごとの基準は下表のとおりです。

制度	新型コロナウイルス感染症特別融資		生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別融資	新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別融資
対象事業	なし	なし(中小企業者向け)	生活衛生関係営業業者	飲食店・喫茶店・旅館業
売上減少の率	5%			10%
売上減少の比較方法	最近1ヶ月の売上高と ①前年又は前々年の同期と比較 ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合はa～cのいずれかと比較 a.過去3ヶ月(最近1ヶ月を含む)の平均売上高 b.令和1年12月の売上高 c.令和1年10月～12月の売上高平均額			最近1ヶ月の売上高と ①前年又は前々年の同期と比較 ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合は過去3ヶ月(最近1ヶ月を含む)の平均売上高
融資額	6,000万円	3億円	6,000万円	1,000万円(旅館業は3,000万円)
金利	特別利子補給制度 の利用で実質無利子			
貸付期間	設備資金は20年以内、運転資金は15年以内			7年以内
返済据置期間	5年以内			2年以内
リンク先	制度詳細	制度詳細	制度詳細	制度詳細

各種制度のQ&Aや申込手続・提出書類については、表中のリンク先でご確認ください。

2. テレワーク助成金制度

新型コロナウイルス感染症の流行拡大の防止策として、テレワークの促進が広がっています。テレワークを導入するためには様々な準備が必要になるのですが、とりわけテレワーク用の器材を購入することが資金的な圧迫を生じ、導入に踏み切ることが迷っている事業者も多いと思われます。そうした実情を鑑みて、テレワークの導入について、次のような助成金が設けられました。

実施機関	(公財)東京しごと財団	厚生労働省
対象事業者	常時使用する労働者が2名以上999名以下で、都内に本店または事業所を置く一定の中堅・中小企業等	労働者災害補償保険の適用中小企業事業主
対象経費	1.パソコン、タブレット、VPNルーター等の購入費 2.機器の設置や設定費用 3.保守委託などの業務委託料 4.導入機器の運用サポート費用 5.上記1の機器のリース料 6.クラウドサービスなどの利用料	1.テレワーク用通信機器の導入・運用 2.就業規則・労使協定等の作成・変更 3.労務管理担当者に対する研修 4.労働者に対する研修、周知・啓発 5.社会保険労務士等によるコンサルティング ※パソコン、タブレット、スマートフォンの購入は対象外
助成金額	250万円を上限とする	100万円を上限とする
助成率	対象経費の全額	対象経費の合計額×1/2
リンク先	制度詳細	制度詳細

各制度の詳細は表中のリンク先をご参照ください。